

# 水道施設と給水装置に適合したTOZENの製品群

## 水道施設の種類と基準

### 新ゴム材 水道用資機材の浸出性能基準適合ゴム

**水道施設**

貯水施設 取水施設 浄水施設 配水池

導水管 送水管 配水管

TOZEN製品  
LSコネクタ  
(40A以上)

水道用資機材の浸出性能基準適合ゴム使用

**JWWA Z 108**  
による水道用資機材

水道施設とは水道事業者の管理区分で貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設まで含まれます。この内、浄水施設、送水施設、配水施設の基準指標は水道施設の技術的基準に適合しなければなりません。

水道用資機材の浸出性能基準 JWWA Z 108の試験方法による

### 新ゴム材 SK10 日本水道協会登録品(給水用具)

**給水装置**

給水管

官民境界 道路 宅地

給水管 給水器具

止水栓 水道メータ

TOZEN製品  
タフボーイ・BFコネクタ・ピュアジョイント

日本水道協会登録品

**JIS S 3200-7**  
による給水用具(継手類)

給水装置とは水道の配水管から分岐して設置した給水管とこれに直結した給水器具(蛇口、水止め栓、湯沸器等)をいいます。基準指標は給水装置の構造及び材料に関する基準に適合しなければなりません。

給水用具(継手類)基準 JIS S 3200-7の試験方法による

### 浸出性能基準表 [水道用資機材基準適合ゴム]

水道用資機材性能基準 JWWA Z 108の試験方法による  
(対応製品 LSコネクタ)

※基準値は、JWWA K 156:2004 水道施設用ゴム材料 表2による。

合成ゴム製可とう管の浸出性能事項を示す。	
事 項	
亜鉛	0.1 mg/ℓ以下であること。
フェノール類	フェノールとして 0.0005 mg/ℓ以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。
有機物質(全有機炭素:TOC)	0.5 mg/ℓ以下であること。
残留塩素の減量	0.7 mg/ℓ以下であること。

### 浸出性能基準表 [SK10]

給水用具(継手類)基準 JIS S 3200-7の試験方法による

(対応製品 タフボーイ・BFコネクタ・ピュアジョイント)(日本水道協会登録品)

※基準値は、JIS S 3200-7:2004 解説表3 浸出性能の判定基準による。

合成ゴムの浸出性能事項を示す。	
事 項	
亜鉛	1.0 mg/ℓ以下であること。
フェノール類	フェノールとして 0.005 mg/ℓ以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。
有機物質(全有機炭素:TOC)	3 mg/ℓ以下であること。